

## ❖ ジュニアgolferサポート制度 (J・G・S・S) ❖

愛媛県内の学校に在籍するジュニアgolferが、当ゴルフ協会加盟19ゴルフ場を利用する場合、特別料金（一律2,000円税込み・土・日・祝日含）で利用することが出来ます。

### ジュニアgolfer（保護者）の皆様へ

\* 下記の1～9の事項をお守り下さい。

- 1 愛媛県ゴルフ協会ジュニア会員（JGAジュニア会員）の登録を必要とし愛媛県内の小学校・中学校・高等学校在籍者とします。
- 2 ゴルフ場利用にあたり、受付時に必ずJGAジュニア会員証・健康保険証・学生証（交付されている場合のみ）を提示して下さい。
- 3 ジュニア会員1名に対して、保護者1名の利用料金を、利用ゴルフ場の会員並料金とします。（尚保護者1名に対しジュニアgolfer2名又は3名までは引率プレー可能です。）
- 4 プレー予約の受付は、プレー当日の30日以内からとなります。
- 5 プレー予約の際に必ず「J・G・S・S」適用者であることを申告して下さい。（※プレー当日の申告は「J・G・S・S」適用外となります。）
- 6 プレーは、1ラウンドのみの対象となります。
- 7 プレー中、コース内での練習は禁止とします。
- 8 レストランへの飲食物の持ち込みは禁止とします。
- 9 ゴルフ協会主催競技やゴルフ場が指定する日において「J・G・S・S」が適用されない場合があります。

詳細は、利用予定ゴルフ場又は、協会加盟ゴルフ場へお問い合わせ下さい。

#### 【お願い事項】

本制度は、愛媛県ゴルフ協会と協会加盟19ゴルフ場の協力によって成り立っています。ゴルフ場利用においては、利用ゴルフ場の慣例を遵守し、エチケット・マナーにご注意をお願い致します。（食事等は、ゴルフ場のレストランを利用して下さい。）

#### 【付記】

本制度は、ジュニアgolfer育成のため  
2022年度も引き続き実施いたします。

